

福岡地方最低賃金審議会
第2回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和3年9月22日
15:00～17:15

2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 2名
使用者代表委員 3名

4 議題：(1) 関係資料の説明について(「賃金実態調査結果」を含む)
(2) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について

5 議事要旨：議題(1)について

令和3年度賃金実態調査結果とその他関係資料について、事務局より説明が行われた。
議題(2)について

労働者側代表委員からは、

昨年から今年にかけての景況はマイナス基調からプラス基調へと転じていること、春闘で26円の賃金改善を得ている等から、申出労働協約の下限額である時給966円(プラス22円)を求める

労働者一人当たりの付加価値性(生産性)が他産業に比べ高いものの、それに見合う賃金となっていない

中小・小規模事業者では昨年以上の深刻な人手不足に陥っており、他産業からの出向労働者や外国人労働者を求めざるを得なくなっている。人材を確保するために最賃額を着実に引上げる必要がある

等の主張がなされた。

使用者側代表委員からは、

コロナ禍による影響から生産台数はマイナス状況で、景況感も低迷しており、先行きがまだ不透明であるところに、世界的な感染影響から部品調達不足が生じ、工場の非稼働、生産減産基調が続いている。また雇用の維持を最優先として、中小・小規模事業者は各種の助成金や融資に頼っており、コロナの影響から脱しても融資の返済等で当面苦しむことが予想される

福岡県の輸送特定最賃額は全国的に見ても高く、県最賃に対しても十分に優位性を保っており、コロナ回復が2022年央以降と見込まれる中では、固定費増となる最賃額の改定はその回復後にすべきである。については、改定の見送りを主張する

等の主張がなされた。

今後の見通しについて

労使双方の主張の隔たりが大きいものの、次回以降も公労使が真摯な協議を重ねて、全会一致を目指すこととなった。